平成２２年（フ）第９３号
埼玉県所沢市御幸町７―６ティハール所沢508号、申立時の住所長野県松本市中央１―12―16ガーデンハイツ204号、住民票上の住所広島県広島市安佐南区上安１丁目２番９号
債務者　鳴本　雅也
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１４８号
長野県塩尻市大字峰原185番地167
債務者　大迫　明美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１５８号
長野県松本市寿中１丁目３番３号　ビレッジアスカＡ―102
債務者　髙山　知道
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２８３号
名古屋市名東区引山３丁目403番地　市営引山荘Ｔ―２棟305号
債務者　近田　真琴
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１８８号
愛知県春日井市中切町145番地
債務者　牧野　真仁
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２５０号
名古屋市西区比良１丁目236番地　アミューズメントＢ棟105号
債務者　緒方　輝子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５０９号
名古屋市中川区花塚町１丁目19番地　フレグランス花塚202号
債務者　宇佐見菊朗
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６３１号
名古屋市緑区鳴海町字八ツ松10番地の69　ファミリアーレ滝ノ水南第Ⅱ　705号
債務者　則武　里美
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６９４号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地28棟502号
債務者　塚本　守保
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７３号
滋賀県草津市野路６丁目５番10号
債務者　井口　祥子（旧姓景山）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３６号
滋賀県愛知郡愛荘町石橋411番地３
債務者　北川　勝人
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１４０号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1160番地19
債務者　設樂　寿枝（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１４９号
滋賀県近江八幡市日吉野町600番地62
債務者　原田　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５９号
兵庫県姫路市市川台３丁目１番地　姫路市川住宅１号棟203号室、従前の住所兵庫県姫路市宮上町２丁目５番地
債務者　明石まさゑ
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３６８号
兵庫県高砂市荒井町小松原３丁目17番30号
債務者　中田　正一
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０９号
鳥取県鳥取市新93番地22　シェモア101号、旧住所鳥取県鳥取市大覚寺25番地５
債務者　足羽　俊夫
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３２号
鳥取県鳥取市佐治町高山797番地
債務者　藤田　道一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鳥取地方裁判所民事部